

健康学園跡地を活用した「保養地型特養」

健康学園等を通じた古くからの交流のある南伊豆町

温暖な気候、豊かな自然、温泉、地元の野菜や鮮魚・・・

弓ヶ浜クラブ等を利用した入居者・家族の観光・保養も・・・

⇒ 保養地型特養の構想へ

1 基本スキーム

- 定員60～80名程度
- 杉並区民と地元の入所待機者を優先入所
- 施設を整備運営する法人を公募
- 杉並区は用地を整備運営法人に貸付

2 期待される効果

- 町との友好関係の維持
- 区の特養待機者ニーズへの対応
～多様なライフスタイルの
選択肢の一つとしても～
- 雇用等を通じた経済効果や介護ニーズへの対応などといった地域貢献

杉並区民はどう受け止めているか

静岡県南伊豆町に特別養護老人ホームが開所した場合、入所を希望しますか。
最も近いもの1つに○をつけてください。

(優先度A・Bランクの申込者にアンケートを実施、回答率53.4%、平成23年3月)

	全体	優先度A	優先度B	未回答 (優先度不明)
すぐに入所できるので あれば、入所を希望する	120 (15.4%)	54 (13.6%)	59 (18.7%)	7 (10.1%)
終身入所は希望しない が、1～2年程度であれば、 入所を検討する	17 (2.2%)	9 (2.3%)	6 (1.9%)	2 (2.9%)
今後、本人の状態や介護 者の状況などが変わった 場合には、入所を検討 する	258 (33.0%)	122 (30.7%)	119 (37.8%)	17 (24.6%)
入所を希望しない	376 (48.1%)	210 (52.9%)	127 (40.3%)	39 (56.5%)
未回答	10 (1.3%)	2 (0.5%)	4 (1.3%)	4 (5.8%) 121

静岡県・南伊豆町との検討状況

～3者にプラスとなる先進的な取組みとして～

- 「保養地型特養」の構想を南伊豆町、静岡県に提示
- 現行の介護保険制度のもと、想定されていない取組みであるが、先進的な取組みとして、3者での検討・協議を開始



○ 協議・検討中の論点

1 入所後のルールづくり

入所者の医療保険や生活保護制度の負担の整理

2 施設整備の負担

ニーズに即した施設整備と補助手法の整理

3 友好関係の継続

長年培われてきた区と町の友好関係の継続

4 地域の振興に繋がるしくみづくり

雇用や食材購入などの経済効果の検証

5 入所基準の整理

6 県、町、区のメリットの整理

7 居室定員



○地方での都市部高齢者の受け入れ時の課題と対応策の検討 ～ 杉並区-南伊豆町の検討状況を通じた課題と対応 ～

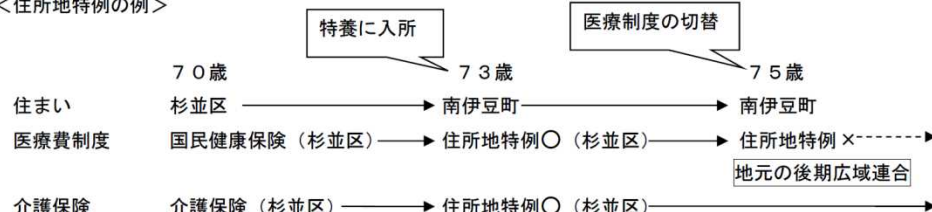
主な課題・調整

現行の介護保険制度等では想定されていないため、他自治体からの入所を想定した特別養護老人ホームの計画は、整備が困難。

後期高齢者医療制度における保険者

- 入所者が75歳に達した場合、施設所在地の広域連合が保険者となる。
- 65～74歳の入所者が障害認定を受けた場合、施設所在地の広域連合が保険者となる。

<住所地特例の例>



入所後のルールづくり

生活保護の実施責任

入所してからの保護の実施責任は地元圏域が実施機関となり地元負担の発生

入所者の処遇

入所者の入退所に係る相談支援体制、救急搬送や地元医療機関への影響、単身者等の遺体の引取りや埋葬への対応など

計画の整理

介護保険事業（支援）計画

県の介護保険事業支援計画における整備数と、町や区の介護保険事業計画のサービス量の調整及び静岡県賀茂圏域調整

入所基準の整理

入所指針・基準の整理

地元市町村と同等の優先入所が可能となる合理的な仕組みの整理

友好関係の継続

永続的な事業展開への担保

区からの入所が永続的に担保され地元の介護保険料負担増への不安を解消する事業展開の検討
町と区との交流、町民と区民の市民レベルでの交流・親交の活性化の検討

地域の振興

公募条件の整理

応募法人の資格条件、人材確保や地域活性化の視点を踏まえた提案などの公募条件や選定方法の検討
地元の振興に繋がる仕組みづくり
雇用、地元食材の活用などに関する検討

施設整備

施設整備の負担

地元市町村と区の高齢者が利用する施設としての入所目安と施設整備補助金のあり方の整理（入所目安との整合性）

居室定員

居室のあり方（個室・多床室）や併設居宅サービス事業（ショートステイ・デイサービス等）の需要の調整

津波を想定した安全な建物の検討

入所者の安全を確保するため専門的調査研究を加えた施設整備の検討

メリット整理

3者のメリット整理

区民、町民、県民へ説明できるよう整理

対応

住所地特例の制度間の継続が必要

現行制度のなかで地元負担が発生しない方法が導き出せない。今後、特別養護老人ホームに限らず、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅など、都市部から地方部へ施設入所や住み替えが進む場合、同様の問題としておこる。

（高齢者の医療の確保に関する法律第50条・55条などの法改正が必要）

住所地特例とは・・・

特別養護老人ホーム等の社会福祉施設等へ入所したことにより、その施設所在地の市区町村に住所が移動した場合、その施設所在地の市区町村が保険者となり、医療費など各保険財政を著しく圧迫するなど、負担の不均衡を是正するために設けられている。

※実現させるには国による支援が必要

法改正（国）

現行制度の中で地元負担が発生しない仕組みなど実現可能な方法を導き出し、利用者の不安を解消するために、静岡県・南伊豆町・杉並区の協議のなかで対応についてルールを定め協定等による協力し合える仕組みを検討

協定等による合意（県・町・区）

杉並区・南伊豆町の自治体間連携による特別養護老人ホームの整備

津地方裁判所の判例（平成14年7月4日判決）

事実関係

- A町が、B市にある特別養護老人ホームに対し、入所用ベッドのうち20床を20年間にわたりA町の住民が優先的に使用できるようにするために、補助金交付決定をした。
- さらに、当該特別養護老人ホームと、「入所用ベッド20床について、入所の必要性が高い入所希望住民を優先的に受け入れることができる状態で確保しなければならない。」とする覚書を締結した上で、補助金の支出を行った。

判決の内容

- 法令上、「指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。」と規定され、特別養護老人ホームの利用は、特定の市町村の住民に限定されてはならず、広域的に利用されるべきことが定められている。
- この規定の趣旨からすれば、A町の住民が優先的に入所ベッド20床を20年間にわたり利用できるようにすることは、介護保険法上許容されず、本件補助決定及び覚書は介護保険法に反し違法である。

【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準】

（平成11年3月31日厚生省令第39号）

第4条の2 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

「定住自立圏構想」の推進

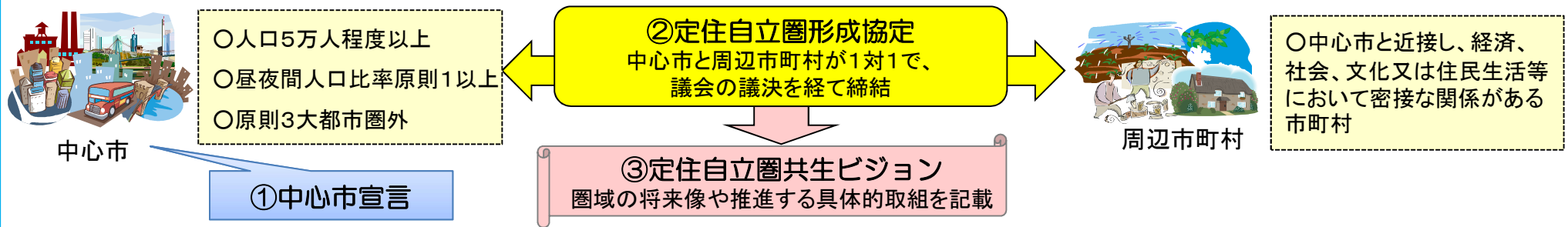
総務省 作成資料 ※は老健局作成

※「定住自立圏構想」とは、都市部の高齢化対策のための施策ではないが、地方圏における定住に資する、ひとつの施策である。

基本的考え方～集約とネットワーク化～

中心市と周辺市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。**

定住自立圏形成に向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・ 包括的財政措置（中心市4,000万円程度、周辺市町村1,000万円）
- ・ 外部人材の活用（3年間、700万円上限）、地域医療（措置率8割、800万円上限）に対する財政措置 等

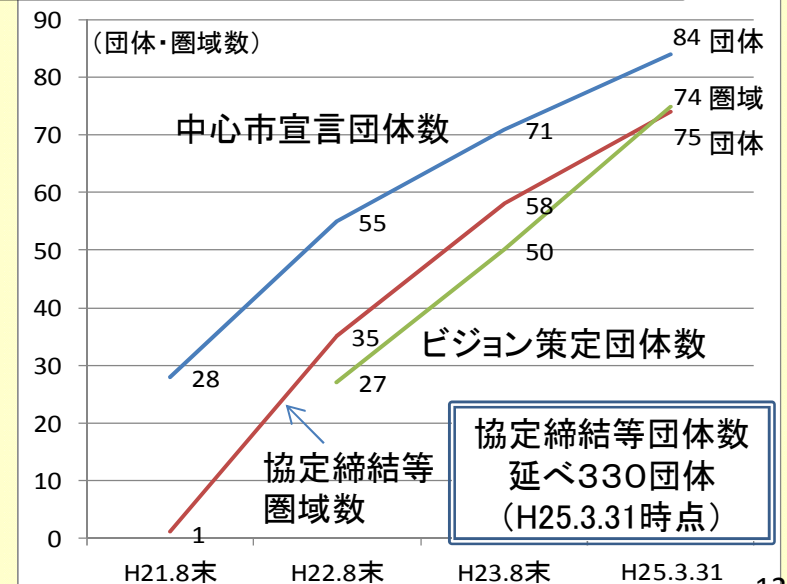
地域活性化事業債

圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当（充当率：90%、交付税算入率：30%）

定住自立圏等推進調査事業

圏域全体の活性化を目指した分野横断的な取組を重点的に支援し、先進事例を構築（H25予算案：140百万円）

定住自立圏構想の取組状況



定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対して財政措置を講じる。

1. 中心市及び周辺市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）

- ・ 中心市については、1市当たり年間4,000万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
- ・ 周辺市町村については、1市町村当たり年間1,000万円を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- ・ 圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。
（充当率：90%、交付税算入率：30%）

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- （1）圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置
- （2）若手企業人地域交流プログラム
若手企業人の受入に要する経費に対して
1人あたり上限350万円を措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- （1）民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、
償還利子の50%に特別交付税
- （2）ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ
（例：融資比率20%→25%）

5. 個別の施策分野における財政措置

- （1）病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する
特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- （2）へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
措置率0.6→0.8

6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・ 辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

※このほか、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択もある。

外部人材を活用するための四つのツール

① 地域おこし協力隊

○地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。

○隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。

※ 3年を超える場合は特別交付税措置はされないが、活動を続けることは可能。

○地域おこし協力隊員 **207**団体(3府県204市町村) **617**人
※平成24年度特別交付税ベース

財源手当

- ・上記の取組(隊員の募集等に要する経費、隊員の活動等に要する経費)が特別交付税の算定対象
- ・隊員1人あたり400万円(報償費等200万円)を上限
- ・募集に係る経費として、1自治体あたり200万円を上限

② 集落支援員

○地方自治体が、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。

○集落支援員が、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。

○平成24年度 専任の「集落支援員」の設置数 **694**人

自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 **3,505**人

※平成24年度特別交付税ベース

財源手当

- ・上記の取組(集落支援員の活動、集落点検及び話し合いの実施に要する経費)が特別交付税の算定対象
- ・支援員1人あたり350万円を上限(他の業務との兼任の場合、1人あたり40万円を上限)

③ 復興支援員

○被災自治体(※)が、被災地内外の人材を被災地のコミュニティの再構築のために、「復興支援員」として委嘱(期間は概ね1年以上最長5年以下)。

○復興支援員は、被災地に居住して、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を実施。

○復興支援員 **7**団体(2県・5市町)**78**人

※平成24年度特別交付税ベース

(※)東日本財団法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・222市町村)

財源手当

- ・上記の取組(復興支援員設置に要する経費)が特別交付税の算定対象
- ・支援員1人につき、報酬等(地域の実情に応じて地方公共団体が定める額)※+活動費(必要額)を措置
- ※ 参考:地域おこし協力隊の報酬等 200万円を上限に特別交付税措置

④ 外部専門家(アドバイザー)

○市町村が、地域活性化の活動実績があり、一定の知見を有する外部専門家(※地域人材ネット登録者)を年度内に延べ10日以上活用。

※平成25年5月29日現在 **271**名・組織 登録

※地域人材ネット登録者については、総務省ホームページに掲載

財源手当

- ・上記の取組(地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費(旅費、謝金(報償費))を特別交付税の算定対象とする(当面、連続した任意の3年間を対象とする)
- ・専門家活用区分、財政力指数に応じて一定額を上限
(財政力指数が全国平均以下の市町村が民間専門家を活用する場合初年度560万円を上限)

移住・交流推進機構(JOIN)の概要

1 構成

(平成25年4月1日現在)

会長：島田晴雄(千葉商科大学学長) ほか理事：13名

会員：法人会員：32社 (特別法人会員：9社・団体、一般法人会員：23社)

自治体会員：43道府県、1042市町村

2 事業内容

- ・企業会員と自治体会員のマッチングを行う交流会(東京・地方)の開催
- ・移住・交流や地域活性化につながる新ビジネス創造・交流事業(企業・自治体向け)
- ・ポータルサイトによる地域おこし協力隊や体験ツアーなど
- ・移住・交流希望者向け情報発信
- ・空き家バンクによる移住・交流希望者向け物件情報の収集・提供
- ・移住・交流フェア、イベントへの出展
- ・先進自治体の成功事例やノウハウの提供

1 法人

(1)特別法人会員【9社・団体】

(株)ALMACREATIONS	(株)ぐるなび	(株)ジェイティーピー
(株)日本総合研究所	一般財団法人地域活性化センター	全国賃貸管理ビジネス協会
日本アジアグループ(株)	日本生命保険相互会社	富士通(株)

(2)一般法人会員【23社・団体】

(株)インテリジェンス	(株)NKB	(株)NTTデータ
(株)オレンジ・アンド・パートナーズ	(株)価値総合研究所	(株)カンバーランド・ジャパン
(株)ぎょうせい	(株)共同通信社	(株)ジェーシーピー
(株)時事通信社	(株)千修	(株)DGコミュニケーションズ
(株)日本経済広告社	(株)日本旅行	(株)LINK
近畿日本ツーリスト(株)	全日本空輸(株)	相互都市開発(株)
大日本印刷(株)	東京急行電鉄(株)	トヨタ自動車(株)
日本電気(株)	吉本興業(株)	

JOIN交流会の開催

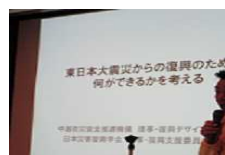
法人会員と自治体会員の間の情報交換の場を提供し、移住・交流の推進を目指した自治体における新たな施策や、新たなビジネス商品、サービスの創出を支援する目的から、各地で交流会を開催



東京交流会での嘉田滋賀県知事によるプレゼンの様子(平成22年11月19日)



東京交流会での佐竹秋田県知事によるプレゼンの様子(平成24年1月18日)



平成23年4月21日に開催した東京交流会でのプレゼンの様子

JOINソリューション・ナビ

JOIN会員のみが閲覧できる専用ホームページ内において、会員間の移住・交流に関する事業マッチングを目的としたサイト。法人会員がもつ移住・交流に関するソリューションやノウハウを自治体会員に広く知ってもらい、かつ、産業振興や農山村振興などのカテゴリー検索を付与することで、自治体会員の事業立案時に必要な「相談・企画・見積り」などを法人会員に依頼しやすくするツール。

【企業・自治体マッチングによる取組例】

- 滋賀県×滋賀県長浜市×(株)LINK
「廃校を活用した音楽サマースクール」
- (株)JTB×クラブニッポン(株)×NPO日本ビジネス作家協会×千葉県3市
「南房総ミステリーウォーキング」実施
- (株)富士通×JOIN自治体会員
富士通総研ボランティアホリデーポータルサイトと連携した募集

地域おこし協力隊の情報発信

ポータルサイトを運営することにより、「地域おこし協力隊」の活動を総合的に支援

【サイト機能】

- 地域おこし協力隊の概要
- 地域おこし活動の検索
→自治体が募集している地域おこし活動が地域別・カテゴリー別に検索できます
- 地域おこし協力隊の活動事例や体験記の紹介
- 地域おこし協力隊員ブログの紹介
→全国の自治体で活躍している地域おこし協力隊員の近況が分かります



高齢者コミュニティ「CCRC」の3つの住まい

CCRCでは入居者の健康レベルに応じ、3つのレベルの住まいが用意されています。(大規模なコミュニティであれば同じ敷地内にある)

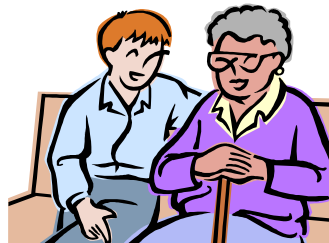
自立型住まい(IL)



健常・自立

自立型住まいは、生活住居スペースで、共同住宅形式が主流である。ここでは、食事サービス、様々な娯楽文化サービスと、病気、寝たきりにならない為の保健・医療サービスが提供されている。

支援型住まい(AL)



介護度:小・中

支援型住まいは、入居者が生活支援、介護支援が必要になったとき、健康型住まいから移り住む施設で、提供される。衣服の着替え、投薬、入浴介助、その他生活に必要なサービスが提供されている。

介護型住まい(NH)



介護度:大

介護型住まいは、常時介護が必要な入居者のためのものである。24時間体制を必要とする短期、および長期の看護、医療サービスを提供する施設である。

ネットワーク型 日本版CCRC

【第2ステップ】

在宅支援複合施設を中心に地域住民が地域交流センターを自由に訪問できるようにし、高齢者のネットワークをつくる

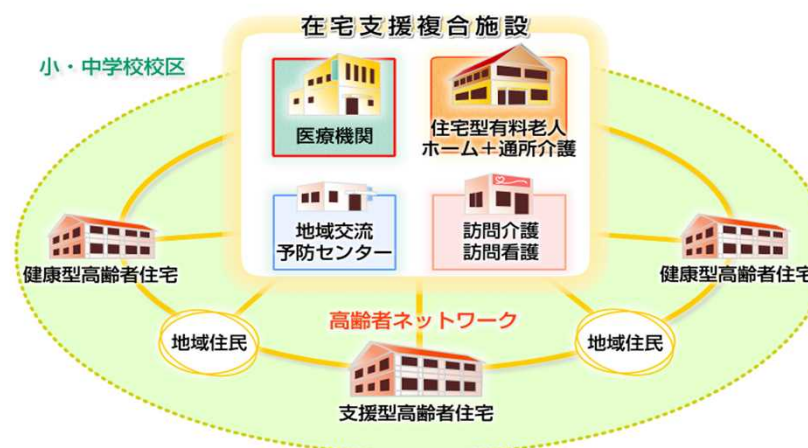


【第1ステップ】
高齢者住宅を核とした医療・介護サービスの複合拠点～在宅支援複合施設をつくる

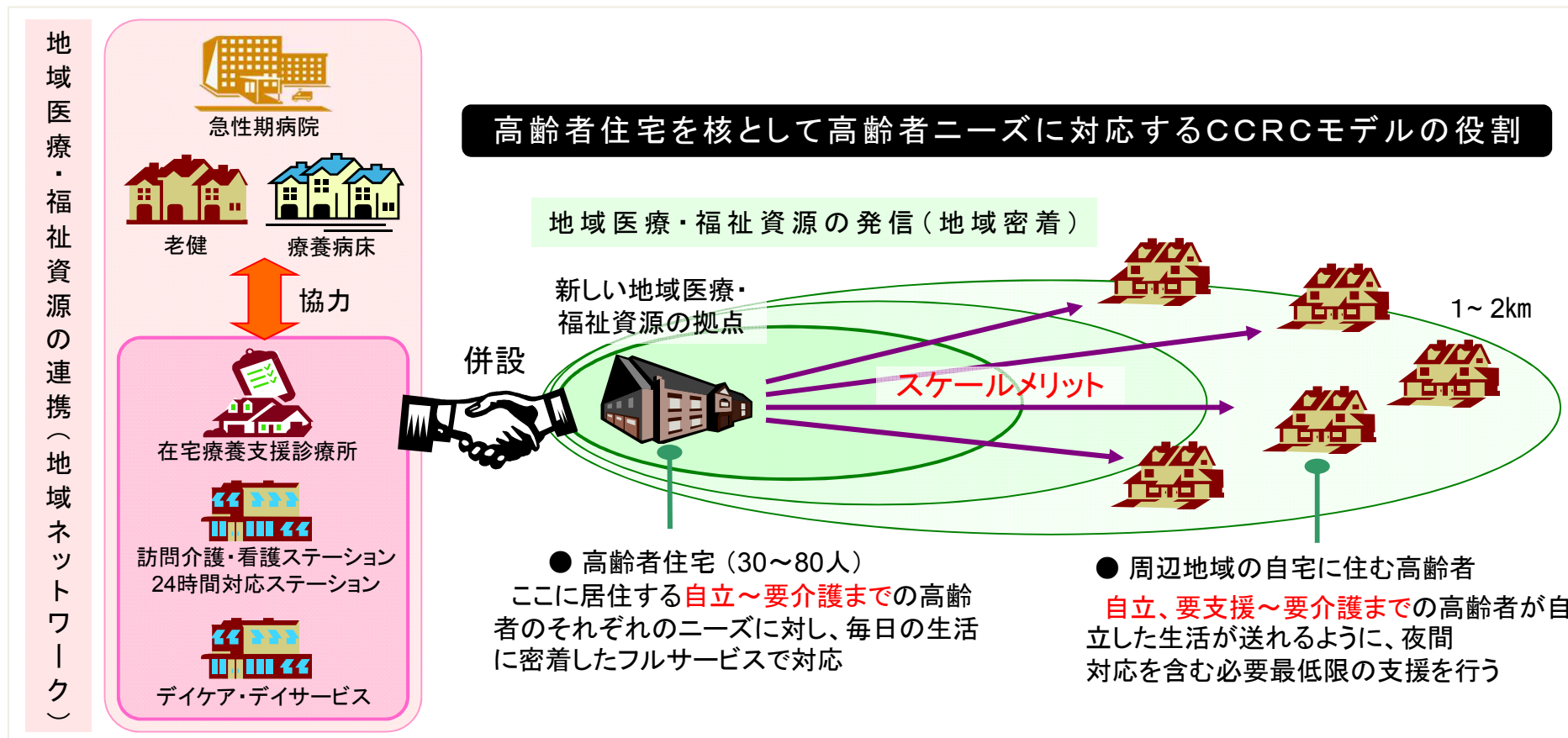


【第3ステップ】

高齢者のニーズに合わせた3種類の住宅を作っていく、それらを軸に24時間巡回型訪問サービスを機能させていく

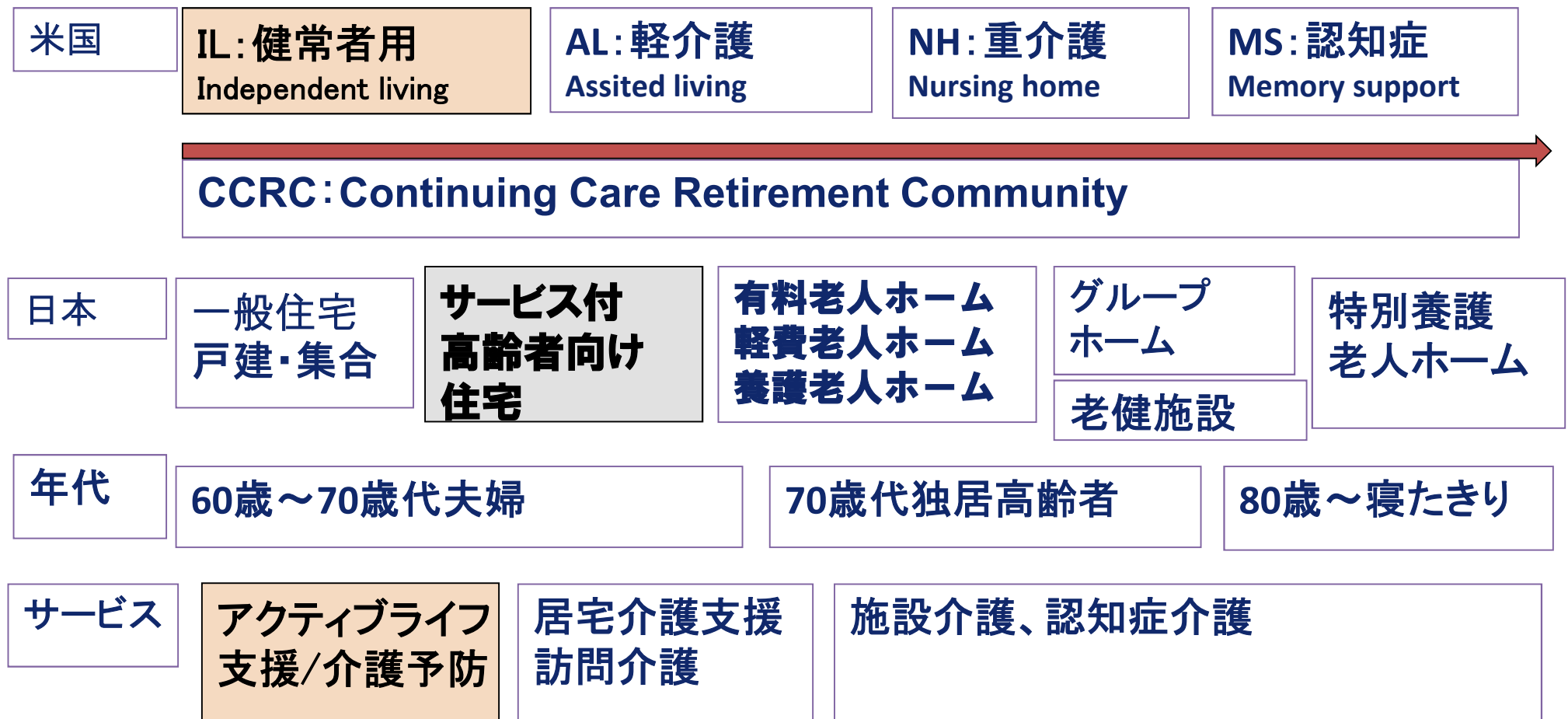


地域密着・連携型CCRCのイメージ



米国CCRCと従来のわが国の制度との比較

- 健康状態の推移に応じて、同一敷地内で移動の心配なしに暮らし続けられる高齢者施設
- 第一世代の余暇型の懸念払拭



米国リタイアメントコミュニティと「プラチナ・コミュニティ」

より高次の欲求も充足されるよう進化

親和

親和(知的刺激)・承認

承認・自己実現

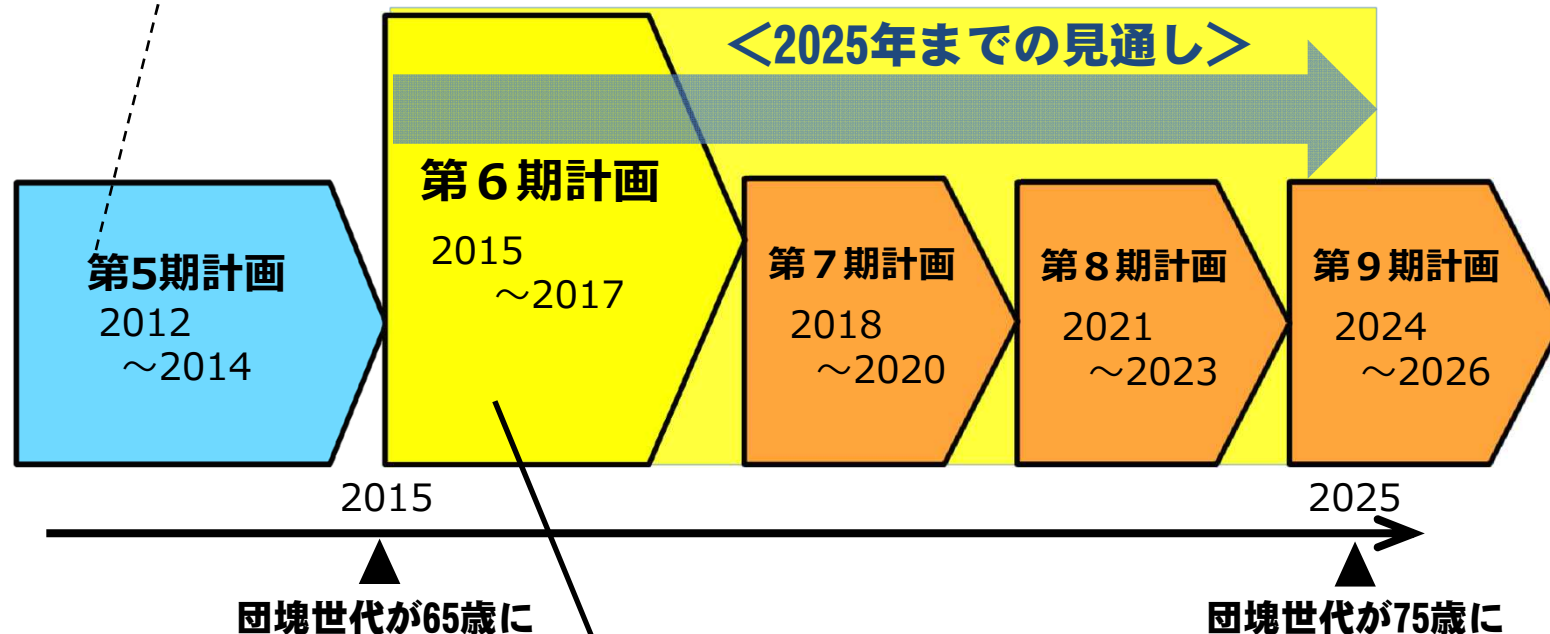
	米国リタイアメントコミュニティ		プラチナ・コミュニティ
	第一世代:遊	第二世代:学	第三世代:活
特徴	温暖なリゾートでゴルフ三昧のハッピーリタイアメント(RC) ※要介護になると移住が必要 ※認知症多発(知的刺激が欠如) ※多世代交流の欠如	・要介護になっても同じ敷地で継続的に居住(CCRC) ・大学連携による知的刺激、多世代交流	・(大学連携型)CCRC ・学んだ成果や経験・知識・知見を活かし大学や自治体などで社会の担い手として活躍(働く、教える、若者サポート)
例	サンシティ(アリゾナ州)  サンシティ	ラッセルビレッジ(マサチューセッツ州) サンシティ横浜(横浜市) ※大学とは連携していない  ラッセルカレッジ	・立教セカンドステージ大学(立教大学) ・チャレンジコミュニティ大学(港区、明治学院大学) ※これらはCCRCではない  立教セカンドステージ大学

※資料:三菱総合研究所

8. 中長期的視点に立った取組

2025年を見据えた第6期介護保険事業計画の位置づけ

第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる 地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート



- 第6期計画以後の計画は、2025年に向け「地域包括ケア計画」として、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくべきではないか。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を求めることとしてはどうか。
- また、地域包括ケアシステムを構成する各要素に関する取組について、新たに実施する事業も含め、地域の将来を見据えたより具体的な記載を求めることとしてはどうか。